平成２３年（フ）第５２８８号
大阪市生野区新今里２丁目７番21―406号、前住所京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字堀尻６番地１
債務者　的場　裕之
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７８０号
大阪府吹田市清水10番１―106号
債務者　石田　　宰
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３８号
大阪市東住吉区西今川２丁目９番９号
債務者　下地　常之
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３９号
大阪市東住吉区西今川２丁目９番９号
債務者　下地整骨院こと　下地美由樹
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８７４号
大阪市住之江区南港中２丁目５番21―1208号
債務者　福永　京子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１７２号
大阪市城東区関目５丁目17番30号　岡田ハイム102
債務者　阪口もと子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２１５号
大阪市西成区千本南２丁目14番22号
債務者　金城はるみ（旧姓多木）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３１８号
大阪市生野区新今里６丁目９番17―307号
債務者　梶原マスエ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４１０号
大阪市浪速区下寺３丁目３番23号　ハイツ夕陽ヶ丘202号
債務者　有本　美和
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４４２号
大阪府高槻市須賀町58番28号、住民票上の住所大阪府三島郡島本町広瀬３丁目５番18号
債務者　吉田　由記
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４４３号
大阪市西成区旭３丁目９番23号　ビラマキシム301号
債務者　野崎　勝正
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５１号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目５番17号　白菊マンション303号
債務者　天野　静雄
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５４号
大阪市旭区大宮４丁目20番22号　大宮マンション201号
債務者　松永　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５６号
大阪府大東市三箇４丁目１番27号
債務者　中元紀代子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５６０号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番42―203号
債務者　小久保美紀
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５６４号
大阪市此花区四貫島２丁目17番４号　シャトー此花201号
債務者　吉野　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７１号
大阪市此花区春日出北１丁目９番24号　ハーベストハイツ401
債務者　水戸　正直
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部